

業務規程細則 新旧対照表

○ 変更した条文のみ記載。下線を付した部分は変更箇所を示す。

改 正 後	現 行	備 考
(発生記録の請求の方法等) 第 17 条 規程第 30 条第 1 項に規定する発生記録の請求は、この条に規定するところによりしなければならない。 (第 2 項から第 7 項まで略) 8 規程第 30 条第 2 項第 2 号に規定する期間は、当該請求の日（規程第 30 条第 1 項第 9 号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日）から起算して 7 銀行営業日を経過した日から <u>10 年後</u>の応当日までの日とする。 (第 9 項から第 10 項まで略)	(発生記録の請求の方法等) 第 17 条 規程第 30 条第 1 項に規定する発生記録の請求は、この条に規定するところによりなければならない。 (第 2 項から第 7 項まで略) 8 規程第 30 条第 2 項第 2 号に規定する期間は、当該請求の日（規程第 30 条第 1 項第 9 号に掲げる電子記録の日が指定された場合には、当該電子記録の日）から起算して 7 銀行営業日を経過した日から <u>1 年後</u>の応当日までの日とする。 (第 9 項から第 10 項まで略)	・ 支払期日の設定可能期間の延長（支払サイトの長期化）。
(債務者請求方式における請求の予約) 第 33 条 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第 30 条第 1 項第 9 号または規程第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録権利者に通知する。 一 発生記録 二 譲渡記録 2 前項の請求をした電子記録義務者および同項の通知を受けた電子記録権利者は、次に掲げる場合を除き、同項の請求において指定された電子記録の日の前日（窓口金融機関と利用者の間で電子記録の日の前日より前の日を定めた場合にはその日）まで、当該請求を取り消すことができる。 一 発生記録の請求の予約に係る電子記録権利者により譲渡記録の請求の予約がされている場合において、当該発生記録の請求の予約を取り消す場合 二 譲渡保証記録と併せてする譲渡記録の請求の予約がされている場合において、当該譲渡記録の請求の予約のみを取り消す場合 <u>(削除)</u> (第 3 項から第 5 項まで略)	(債務者請求方式における請求の予約) 第 33 条 電子記録義務者による次に掲げる電子記録の請求において、電子記録義務者の窓口金融機関が認めた場合であって、規程第 30 条第 1 項第 9 号または規程第 31 条第 1 項第 7 号に掲げる電子記録の日が指定されたときには、当会社は、遅滞なく、当該記録の電子記録権利者の窓口金融機関を通じて当該請求の内容を当該電子記録権利者に通知する。 一 発生記録 二 譲渡記録 2 前項の請求をした電子記録義務者および同項の通知を受けた電子記録権利者は、次に掲げる場合を除き、同項の請求において指定された電子記録の日の前日（窓口金融機関と利用者の間で電子記録の日の前日より前の日を定めた場合にはその日）まで、当該請求を取り消すことができる。 一 発生記録の請求の予約に係る電子記録権利者により譲渡記録の請求の予約がされている場合において、当該発生記録の請求の予約を取り消す場合 二 譲渡保証記録と併せてする譲渡記録の請求の予約がされている場合において、当該譲渡記録の請求の予約のみを取り消す場合 <u>三 分割記録の請求と併せてする譲渡記録の電子記録権利者が当該譲渡記録の請求の予約を取り消した場合において、当該分割記録の請求を取り消す場合</u> (第 3 項から第 5 項まで略)	・ 予約の取消しに係る例外規定の一部削除。
(改正) 第 61 条 この細則の改正は、取締役会長の監督のもと代表執行役が行う。 2 前項の改正の効力は、代表執行役が定める日から生ずる。 3 改正内容および改正日は、当会社および参加金融機関のホームページもしくは店頭で公表し、または利用者に通知するものとする。 <u>4 改正日が到来した後（前項のホームページを閲覧することができない利用者については、前項の改正内容および改正日が店頭で公表され、または当該利用者に通知された後）、利用者が当会社を利用したときは、改正後の細則を承認したものとみなす。</u>	(改正) 第 61 条 この細則の改正は、取締役会長の監督のもと代表執行役が行う。 2 前項の改正の効力は、代表執行役が定める日から生ずる。 <u>(新設)</u>	・ 業務規程細則の改正に当たっての利用者への通知方法の見直し。

改 正 後	現 行	備 考
<u>附 則（平成 28 年 4 月 18 日改正）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第 1 条 この細則は、平成 28 年 4 月 18 日から施行する。</u>	<u>（新設）</u>	

以 上